

# 平成29年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年3月6日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

38番 村端 一弘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎

参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第13号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第14号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第15号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第16号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第17号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第18号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第19号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第7号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第8号 農地の形状変更届について  
第9号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日は38番、村端委員から欠席の届けがあっております。2番、鶴田委員がちょっと5分ぐらい遅れるということの連絡が入っております。現在36名の出席で、会則第6条の規定により会議は成立しておりますので、平成29年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） それでは皆さん、こんにちは。お忙しい中にお集まりをいただきましてありがとうございます。

三寒四温と申しますとおり、非常に暖かい日がありましたけれども、まだまだ油断はできないような寒波のおとずれなども噂されております。ところで、きょう村端委員さんのほうが、お母さんが亡くなられたということで欠席をされております。今晚がお通夜で明日葬儀だそうでございますので、皆さんにおつなぎしときます。

それでは、早速でございますけれども協議に入りたいと思います。本日の議案は、議第13号より議第19号までの146件と、報告第7号より第9号までの54件が提案されています。どうぞ慎重なる御審議方よろしくお願いを申し上げます

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、6番の横手委員と7番の井上委員にお願いをいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議第13号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第13号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、築地の申請人で、申請物件が築地の畑1,032㎡外2筆、計2,808

m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

2番、福岡県福岡市と滑石の申請人で、申請物件が天水町の田188m<sup>2</sup>外1筆、計414m<sup>2</sup>を相手方の要望と経営拡張による売買です。

3番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の畑373m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

4番、兵庫県川西市と伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉南方の田1,477m<sup>2</sup>を労力不足と隣接地取得による売買です。

5番、兵庫県川西市と横田の申請人で、申請物件が宮原の田503m<sup>2</sup>外1筆、計1,284m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、兵庫県川西市と横田の申請人で、申請物件が横田の田916m<sup>2</sup>外1筆、計1,729m<sup>2</sup>を労力不足と小作地取得による売買です。

7番、兵庫県川西市と宮原の申請人で、申請物件が宮原の畑1,166m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

8番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑68m<sup>2</sup>外2筆、計5,570m<sup>2</sup>を子へ贈与するものです。

9番、中と伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑1,774m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

10番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑1,016m<sup>2</sup>外1筆、計2,098m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

11番、津留の申請人で、申請物件が津留の田349m<sup>2</sup>を相手方の要望と耕作便利による売買です。

12番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の畑589m<sup>2</sup>を子へ贈与するものです。

13番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田525m<sup>2</sup>外1筆、計572m<sup>2</sup>を相手方の要望と耕作便利による売買です。

14番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田912m<sup>2</sup>を親戚へ贈与するものです。

15番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑2,548m<sup>2</sup>を労力不足と経営拡張による売買です。

16番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑160m<sup>2</sup>外1筆、計260m<sup>2</sup>を親戚へ贈与するものです。

17番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑457m<sup>2</sup>外2筆、計1,205m<sup>2</sup>を労力不足と小作地取得による売買です。

18番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,334m<sup>2</sup>を労力不足と小作地取得による売買です。

19番、岱明町と天水町の申請人で、申請物件が岱明町の田300㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

20番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田421㎡外1筆、計787兵営を子へ贈与するものです。

21番、宇土市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,140㎡外2筆、計1,995㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上21件、合計29,544㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 1番の案件について御説明申し上げます。

1番は、譲渡人ですかね、後継者がいなくて耕作ができないということで、譲受人へ売買されるということで、下限面積も満たしておりますので、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） それでは、2番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番の井上です。

譲受人は隣接地の横に娘さんの家があって、そこに野菜を作るそうです。それで計画書はなってますけど、野菜も作るそうで、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○2番（鶴田克士君） 2番の鶴田です。3番の案件についてお答えいたします。

譲渡人は何十年でここを耕作されておられ、近隣の方から苦情がでるように荒れておられて、譲受人が年はちょっとくっておられますけれども、老後の楽しみということで柿やミカンを植わすということで、耕作されるということです。下限面積なんかも通っておりますので、許可相当と思います。よろしく願います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、5番、6番、7番まで続けてどうぞ。

○12番（志水武保君） 12番志水です。

譲渡人ですけれども、大体先代が伊倉の横田にお住まいでございまして、お母さ

んが100歳を超えて、今度亡くなられたということで相続されて、田んぼ畑全部処理したいというような意向でございましたので。

まず、一番最初の4番はですね、大体5番目にあります、譲受人が大体小作しとったんですけども、隣接地ということで4番の譲受人が取得するというので、異議はございません。

それから5番目、譲受人が買うのはですね、家のそばだからということで、この方が譲受人ということでございます。

それと6番目の譲受人も家のそばだからということで、今まで小作をされておりましたけども、家のそばだからということで取得されております。

それと7番目の譲受人も自宅のそばだからということで引き受けられております。4番から7番まで、異議はございません。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

4、5、6、7と説明をいただきました。

それでは、8番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番の浦谷です。譲渡人と譲受人は親子でありまして、譲渡人が高齢ということで、子へ贈与するというのでございます。何ら問題ありませんので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、10番、続けて申し上げます。

○12番（志水武保君） 12番、志水です。9番の譲受人はブロイラー養鶏をされておまして、隣接地ということで、これも許可相当と思います。

それから、10番、これも譲渡人も労力不足とあがっておりますけれども、大体が今は施設園芸で苺を主体にされておりますので、畑はあんまり必要とされていないということで譲られたんだと思います。異議はございません。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。この案件につきましては、相手方の要望と耕作便利ということの所有権移転で、譲受人、下限面積もクリアしておりますし、それから地域の調和等々、不許可の要件には該当しないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○15番（平野忠臣君） 15番の平野です。12番について説明します。

これは子への贈与というふうになります。下限面積要件なども満たしており、申

請は問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、13番、お願いします。

○17番（高根政明君） 17番、高根です。13番を説明します。

受人の要望によるところの取引であります。最近当該受人の申請は、同じ場所に過去2回このような申請があつております。1カ所に耕作地を寄せられてるような状況であります。申請場所は、山間で決して耕作に便利な場所ではありませんが、営農に頑張っておられるところでもあります。そのようなことで条件もクリアしており、許可すべきものと判断するところでもあります。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。14番の案件について説明します。

この譲渡人と譲受人は、譲渡人がおばさんで譲受人は甥です。それに贈与ということですが。何も問題はないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、15番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 15番も私が報告します。19番、中嶋です。

これは譲渡人が労力不足で、年齢も年齢で仕事ができないということで、譲受人には経営拡張ということで、売買ということでした。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、16、17、18番、続けてお願いします。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。16番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係です。親戚への贈与ということで、何ら問題はなく、許可相当と考えております。以上です。

17番、18番について説明いたします。

譲渡人はともに高齢で後継者が2人もいない状況です。譲受人は、農業に意欲があり、周囲の人望も厚く下限面積も満たされており、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） 18番も今、説明いただきましたかね。

はい、どうもありがとうございました。

それでは、19番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。19番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、20番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。20番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係で、子へ贈与するものです。下限面積も満たしており、許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、21番も続けてお願いします。

○37番（堀田昌子君） 21番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は隣接する土地を所有しており、経営拡張のため取得するものです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたらどうぞ。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第13号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

異議がないものと認め、議第13号は、許可することに決定しました。

次に、議第14号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第14号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとす。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件が天水町の畑2,157㎡を労力不足と経営拡張により、平成29年3月6日から10年間契約するものです。

以上、1件、2,157㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も満たしていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。

貸人は2人とも病気がちで、経営面積を少なくしたいということです。借人は経営拡張で、何ら問題はないと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第14号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第14号については、許可することに決定しました。

次に、議第15、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第15号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田978㎡外5筆、計4,769㎡を農業者年金受給のため、平成29年3月6日から10年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑106.09㎡外8筆、計5,991.09㎡を農業者年金受給のため、平成29年3月6日から10年間契約するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が青野の畑2,183㎡外6筆、計12,381㎡を農業者年金受給のため、平成29年3月6日から10年間契約するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,429㎡外8筆、計8,346㎡を農業者年金受給のため、平成29年3月6日から20年間契約するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,234㎡外14筆、計11,476㎡を農業者年金受給のため、平成29年3月6日から20年間契約するものです。

以上5件、合計42,963.09㎡を御提案申し上げております。農地法第3条



第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。1番の案件について説明いたします。

使用貸人、借人は親子関係であり、農業者年金受給のための再設定でありますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中嶋です。2番の案件について説明いたします。

両者は親子関係で、目的は農業者年金受給です。10年間の再設定です。何ら問題ないものと考えます。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。

貸人、借人は親子で、農業者年金受給のためですので、何ら問題はないと思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○35番（中村 亘君） 35番、中村です。

2人は親子関係で、農業者年金受給のための再設定でありまして、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。5番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人は親子関係で、農業者年金受給のためのものです。許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から5番まで説明が終わりました。

皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あ

り) はい、どうぞ。

- 18番(取本一則君) 18番の取本ですが、この3番の備考欄に後継者死亡により書いてあるんですけど、住所を見るとこの使用貸人は親子かなあて思うんですけど、同じ地番だから。この後継者死亡というのは、長男さんか誰かが亡くなられたっただろか。(「養子さんです、養子」と呼ぶ者あり)(「養子さんです」と呼ぶ者あり) 養子さんとの使用貸人が、農業者年金受給をもう1回設定してあったつ、もらいよんなはったつですか。初めてですかこれは。(「もらいよんなつたです」と呼ぶ者あり) もらいよんなつたなら、後継者死亡によりなんとかなる変更ぐらい書いてとくとわかったいな。誰が死んだっただろかて、長男が死んだつかなあ、誰が死んだつかな。ただ後継者死亡で書いてあるけんね。地番はだけん親子のごたんねえて思うたですね。だけんこの備考欄に一応書いてとつがね、ただ後継者死亡で書いてあったもんだけん、再設定ていうとは同じとばまたすることばってん、今度受け手が変わったもんだけんね、また新しくなつたごたふうばってんが、そがんときはなんか備考欄にちょっと書き方のあつとかなあと思う。やっぱりこういう書き方しかなかとね。(「こういう書き方ですね」と呼ぶ者あり)

(雑談)

- 18番(取本一則君) 何々死亡により何とかへ変更とか、ちょっとあと4文字か5文字書いてあったらそつでわかったいな。一応研究しとつてください。以上です。

- 議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

宿題に、考えとつて。(「議事録に載るばいな」と呼ぶ者あり)

ほかにはありませんでしょうか。はい、どうぞ。

- 3番(清田順次君) ちょっと質問をいたしますけどね、1番の案件ですけど、経営面積が4,769㎡かな、これは農業者年金というふうな部分では、下限面積とかそういうふうなのは何も関係なかつていうことでしょうかね。

(雑談)

- 3番(清田順次君) だけん農業者年金はな一ん関係なかつたろかと、というふうな意味で、私は年金をもらうためのあれだからというふうな、だけんそぎゃんだろかて質問した。

(雑談)

- 7番(井上清晴君) ちょっとよかですか、この間聞いたばつてんですね、土地を売買したてちゃ年金なもらわるつごつ言いなはつたですもんね。

- 3番(清田順次君) 私は事務局に尋ねとるばつてん。そういうことたい。年金をもらうために必要な要件というふうな部分では、下限面積は関係なかつてすかというふうな、それば聞きよつとだけん、「はい」て言いなはるともう何でんなかつたたい。

(雑談)

○議長(永田知博君) 清田委員の質問に、これは実際ちょっと調べて確認します。それは何でかという、下限面積を満たしておりませんのでね。(「大体もらわれんとでしょう」と呼ぶ者あり)いや、そこをちょっと再設定してあるけんですね、それを確認して、第1号だけはちょっと保留にしといてよかですか。

(雑談)

○17番(高根政明君) 17番、高根ですが、事務局は調べてからたい、もうさっさ進みましょう。

○議長(永田知博君) それじゃあ1番をちょっと保留にしといて、2番、3番、4番、5番について、何かほかに御意見、御質問がないようでしたら、採決に入りたいと思います。

それでは、採決に入ってよろしいですか。

質問もないようでございますので、議第15号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、2番、3番、4番、5番、について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

2番、3番、4番、5番について、異議がないものと認め、議第15号については、許可することに決定しました。

1番については、また迫って御連絡いたします。

次に、議第16号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第16号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が大浜町の田826㎡で、当初資材置場としていましたが、事業廃止により今回駐車場として申請するもので、議第18号6番と関連があります。

2番、申請物件が大倉の畑179㎡で、当初太陽光発電としておりましたが、今回資材置場にとり替えることになり、申請するもので、議第18号8番と関連がございます。

3番については、黒板にちょっと訂正をしております。個人の固有名詞ということで大変大事なところを訂正させていただいております。まことに申し訳ござい

せん。

申請物件が玉名の田434㎡で、当初建売住宅としておりましたが、注文住宅として願いがあったため今回申請するもので、議第18号9番と関連があります。

以上3件、合計2,864㎡を御提案申し上げております。地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、説明が終わりました。受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。1番について説明します。

今、事務局から説明ありましたように、最初、計画者が露天資材置場として申請していましたが、今は事業を廃止したため、今度、申請人が駐車場を、そのあとを駐車場に業務として使うということなので、何ら問題ないと思います。駐車場については、あとでまた18号にも出てきますので、そちらのほうで説明いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。この案件についてですね、現地調査にちょっと行って見てみましたところ、太陽光施設の隅に少し宅地があったわけですよ。全体に太陽光パネルをしました、少しあっち側、そこに今度の申請人の方がですね、薪ストーブかなんか作りよんなはっとですもんね、その薪を置くためにここをどがんなか利用でけんとかという話で、お互い双方の話し合いで、これは売買ということで一応済んでおります。これも今、事務局からあったように、18番でまた出ますけれども、現地調査の結果ですね、これは許可相当と思いました。どうぞひとつよろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。この案件につきましては、当初の計画は建売住宅の件で転用許可を27年10月に取っております。そのとき借主と近親者の人が、その現場を見にいて、建売より注文住宅にしたいということで、そういう変更で出ている案件です。

もう建売住宅で、それで18号の9番と関連があるんですけども、建売のため一応造成が終わってまして、そこに木造の平屋と駐車場を利用することになっておりまして、造成も済んでおり、近隣への農地等の影響もないようですので、現地調査

の結果、問題はないのかなというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第16号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、  
原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第16号は承認することに決定しました。

次に、議第17号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第17号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田398㎡外2筆、計1,032㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が横島町の田472㎡外1筆、計555㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一連の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続で例外的に許可可能でございます。

3番、申請物件が天水町の畑443㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続へ例外的に許可可能でございます。

4番、申請物件が天水町の田141㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、市役所支所より300m以内に存在する農地で、第3種農地と判断しております。

以上4件、合計2,171㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案申し上げます。

地元委員さんと現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。説明申し上げます。

場所は六田の中部生コンの西側というふうなことで位置しております。東側と南側、西側は市道でございます。北側のみが田というふうなことで、そこに木造の2階建ての賃貸住宅を3棟というふうなことで、12世帯の建築の伴う申請というふうなことでございます。北側の田の部分には、ブロックを2段ほど積み上げて側壁を設けるというふうなことでございますので、当該地は六田の宅地の基盤整備内というふうなことで、何ら問題はなく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

2番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○主事（笠原大志郎君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。2番の件につきまして説明いたしたいと思っております。

申請人は横島町で農業を営んでおります。今回、転用申請のあった農家住宅は、昭和60年ごろに申請人の父が宅地と農地をまたぐ形で建築したものであり、現在にいたるまで農地であるという認識のないままでした。申請人の弟が隣地の転用申請をするにあたり、自己居宅が農地法、農振法において違反状態であることが判明し、その解消を図るものです。現地調査を行い、立地、書類等申請に関する不備もないために、特に問題なく許可相当と考えております。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番につきましても始末書が添付されておりますので、お願いいたします。

○主事（笠原大志郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。3番の案件について説明します。

申請地は第1種農地ですが、集落に接続しており、ほかに代替地もなかったため、所有地であるこの土地を選んであります。給水は市の上水道を使用、雨水、生活雑排水は、北西側に水路があるのでパイプにつないで流します。

始末書のとおり、永年申請がされておりましたが、今回正しい地目にするため追認をお願いしたいと思います。

続いて、4番の案件について説明します。

この申請地は、地震のため解体した住居の北側にあたり、現在、娘さん家族と同居している家に隣接しております。給水はボーリングで井戸水を使用、雨水、生活雑排水は浄化槽を設置して、北側にある水路に流します。西側は畑に面しているため、ブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。解体した住居跡は駐車場となります。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番、4番、続けて説明をいただきました。

それでは、皆様より御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第17号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第17号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第18号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第18号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田411㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断し、次の2番と関連がございます。

2番、申請物件が六田の田104㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断し、前の1番と関連がございます。

3番、申請物件が中尾の田21㎡で、転用目的は道路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が中尾の田55㎡外1筆、計550㎡、転用目的は、障がい者就労施設です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の田1,066㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田826㎡外1筆、計939㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しており、先の議第16号1番と関連がございます。

7番、申請物件が伊倉北方の畑1,391㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が大倉の畑179㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断し、先の議第16号2番と関連がございます。

9番、申請物件が玉名の田434㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療施設が概ね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しており、先の議第16号3番と関連がございます。

10番、申請物件が玉名の田265㎡で、転用目的は露天資材置場及び倉庫です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地の周辺において、居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続で例外的に許可可能でございます。

11番、申請物件が横島町の田474㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続ということで例外的に許可可能でございます。

12番、申請物件が天水町の畑50㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、既存施設の拡張のため例外的に許可可能でございます。



以上12件、合計5,884㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案申し上げます。

地元委員さんと現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、2番、続けてお願いします。

○3番（清田順次君） 3番、清田が御説明を申し上げます。

場所はですね、六田の鮮ど市場の東側の市道より北に2、300m行ったときの先というふうなことでございます。露天の資材置場設置に伴う申請というふうなことで、北側と西側は市道になっております。東側が住宅地というふうなことでございますが、南側は玉名平野の用水路が通ってるというふうなことでございます。計画では一応砂利敷きして集積枡を4カ所の設置というふうなことで、雨水は地下浸透というふうなことでございますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。3番の案件について説明します。

3番の案件は、申請には不動産業で、昨年12月の総会で承認された宅地分譲地の接続の位置指定道路ですね、造成するための申請で、道路脇に側溝を埋設して、雨水はその側溝へ流れるようにするというので、農地への影響はなく、許可相当と思われま。

それから、4番の案件について説明します。

申請人は会社役員で、障がい者就労施設建設のための申請で、場所は築山小学校から南東へ約200mぐらいのところ、ナカウノサトという住宅団地の西側です。給水は公共上水道を利用し、生活雑排水は公共下水道へ接続、雨水は水路側溝へ接続し、北側の家へは相談済みで、西側と南側は道路で、農地とのあれは関係なく、現地調査の結果、許可相当と思われま。

○議長（永田知博君） 5番もお願いします。

○5番（赤松繁之君） はい、5番の案件について。

申請人は建設業で、建売分譲を4棟建設するための申請で、場所は築山小学校から北東へ300mぐらい糠峯団地の西側200mぐらいのところ。北と南は農地ですが、東は竹林で西側は市道です。木造2階建ての4棟を建設予定で、給水は公共上水道を利用し、生活雑排水は公共下水道を利用、周囲はL型擁壁で囲んで造

成する。北側に位置指定道路を設置し、雨水は集水枡を利用して側溝へ放流。北と南の農地には相談済みということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。6番の件について説明します。

申請人は輸送業を経営しており、駐車場が必要ということです。場所は大浜町のファミリーマートの南のほうで、501沿いの道の横です。現在申請地は半分は盛土してありますが、あと半分はまだ盛土がしてないので、そこに盛土をして使うということです。それと東と南と北にはL型擁壁を設けて、土砂の流出や崩壊対策をとるということです。雨水と生活排水は発生しません。雨水は敷地全体を砂利敷きにして自然浸透するということです。道路寄りの入り口にはコンクリートで舗装し、敷地とは境にU字溝を設けるということです。周りには別に迷惑がかかることはないと思いますので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、お願いいたします。

○11番（浦谷幸司君） 7番について、11番の浦谷です。

申請人は近年まで耕作しておられましたけれども、周りに住宅地または市営団地もございまして、ほこり等で土地被害がこうじるというような形で、最近休耕されておりました。そして、申請人の譲受人が太陽光に場所としてほしいということでございましたので、一応太陽光の施設を設けるということでございます。雨水は一応自然吸水ですけれども、残り水はその畑の横に排水がありまして、それはゆくゆく近くの溜池に行く排水路があります。そこへ流すということでございます。太陽光の枚数としましては288枚でございます。何ら問題はないということで、許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。8番の案件ですけれども、これは議第16号の2番と関連しております。先ほど説明しましたように、最初、譲渡人の方の太陽光施設の場所で少し残ったところを179㎡ですかね、今度は転用して、露天の資材置場にしたいということで、お互い納得で売買になっております。何ら問題ないと思います。許可相当と思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、10番、続けて申し上げます。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。9番の案件につきましては、先ほどの議第16号の3番と関連があります。既に転用許可がおりているところで、そこに先程申しました様に木造平屋建てと駐車場をとということで、造成をしてありますので場所的には問題ない、周囲にも影響を与えないかなというふうに思います。

続きまして、10番ですけども、この譲受人は申請地の集落に居を有しております、建築業を営んでるものです。既存に建築物の倉庫があるんですけども、そこが取付道路の拡幅のために買収されて、代替地を申請地として譲り受けたもので、そこにまた建築倉庫と建築の機材等を置く、それから駐車場として利用するという事の計画です。申請地は第1種農地なんですけれども、要するに集落接続ということで、許可の例外ということになっております。対策としてはですね、盛土をされますけども、土砂の流出がないようにブロックを積むなど、それから、汚水は発生しませんけども、雨水等は自然浸透、それから残り水は北側の水路に接続するなどの対策をされるということで、周辺の隣接者との同意も取ってらっしゃるということで、現地調査の結果、問題はないのかというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番、田上です。11番について説明します。

申請人は横島に住む会社員で、申請地を個人住宅に転用する計画です。建物は居住用住宅を建築予定です。給水はボーリングをし、雨水は集水枡で集水し、南側の排水路に流し、また、生活排水に関しては、農業集落排水施設に流入されるということです。造成に関しては、周囲をコンクリートブロックにより、境界線、土砂流出の防除を同時に行い、近隣の耕作に支障がでないよう配慮し、建築計画を行うということで、今回の転用に関しては、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。12番の案件について説明します。

この案件は、議第17号3番と関連しております。住宅が境界線いっぱいですので、南側は隣の土地との段差がかなりあり危険です。南側に隣接するこの申請地は、譲渡人、譲受人はいとこ同士であり、危険を回避するため分筆して譲ってもらい、3mほど拡張します。土砂の流出等がないようしっかりと石垣を造成します。現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

1番から12番について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第18号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第18号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第19号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長(福田高広君) 議第19号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。今回は20ページから28ページまでの集積で、所有権移転が15件の56,628㎡、利用権設定が84件299,357㎡で、合計99件、355,985㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第19号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第19号については、原案どおり決定いたしました。

それでは、先ほど議第15号、農地の使用貸借権設定許可申請について、1番について事務局の説明をお願いいたします。

○参事(西山美和君) 先ほど議第15号の1番なんですけれども、再度申請書、農家台帳に受け入れ面積を確認したところ、当面積で間違いはないということで、再度審

議をお願いいたします。

- 18番（取本一則君） こしこで農業者年金は満たしとっと。
- 参事（西山美和君） いや、3条の申請の許可をお願いします。
- 18番（取本一則君） 18番、どういうことかな。
- 参事（西山美和君） 面積要件がちょっと満たしてないので、審議をそれでお願ひします。
- 18番（取本一則君） はい、18番です。これは再設定でしょう。ということは、これは前もし。
- 参事（西山美和君） 前はですね面積は満たしてたんですけれども、（「いつ減とととねそれは」と呼ぶ者あり）途中でですね、平成、（「こら誰かにやらした」と呼ぶ者あり）5条申請と4条申請が出てまして、途中で面積が。
- 18番（取本一則君） 18番、取本です。こがんときはよお注意してやっとないね。ばあちゃん、畑んあったっちゃこれば減らすとしゃが農業者年金受給でけんごとなるけん、5反以下はぴしゃつとととかなんばいたていうとば、よう事務局では注意してやっとなばってんが、迂闊だった、減らさしたとき。
- 参事（西山美和君） 減らさした時点では農業者年金受給には影響しない減らし方だったの。
- 18番（取本一則君） ならもう5反以下だったわきたい。
- 参事（西山美和君） ですね、再設定ができなかったということですね。
- 18番（取本一則君） そして今もらいよらしたもん。
- 参事（西山美和君） いやいや、当初は面積要件は満たされてたんですけれども、途中で申請が、5条申請、4条申請。
- 18番（取本一則君） だけん5反以上でもらいよんなはったっだろだい、再設定だけん。
- 参事（西山美和君） 5反以上で経営移譲はされてたんですよね、経営移譲の申請、3条申請はされて許可は得てたんですけれど、（「もらいはしよんなはらんだった」と呼ぶ者あり）はい、それは年金は、許可が出て受給はされてたんですけれども、途中、今回のちょっと再設定ができなかったということです。
- 18番（取本一則君） 再設定前に5反ば切とととたっだろ、5,000㎡ば、もうこら。（「はい」と呼ぶ者あり）5,000㎡切った状態でもらいよんなはったったいね。
- 参事（西山美和君） それはもらえるんですよね。
- 18番（取本一則君） なら6,000㎡持つとととて農業者年金もらって。
- 参事（西山美和君） 再設定自体が、期間延長で、5反未満の方は期間延長で、ずっ

と延長延長でされるので。

○18番（取本一則君） 5,000㎡ば切ったっちゃ延長していくときはもらわると。よおといっちょんわからん。

○参事（西山美和君） 期間延長でもらわれます。

○17番（高根政明君） わかるごと事務局が説明してよ。

（雑談）

○参事（西山美和君） 今回の申請が5反要件を満たしてないので、ちょっと修正をするわけにはいかなかった案件だった。

○17番（高根政明君） そがん言えばわかったい。再設定でけんわけだろ。（「わからんなわからんど」と呼ぶ者あり）ならこれは取り消したいね。取下げにゃんたい。

○事務局長（福田高広君） 3条では必ず5反要件がいとだろたい。（「5反要件が必要です」と呼ぶ者あり）5反要件満たしてないので要件を書いております。この1番は。

○3番（清田順次君） 要件を書いとって申請しとらすていうこったい。なら難しかろたい。何かで、そしてこれは農業年金はもらわれらっさんとね。

○参事（西山美和君） いや、年金は受給はできるんです。

○3番（清田順次君） ああ受給はでくつとね。

○参事（西山美和君） 受給はできる、はい。

（雑談）

○17番（高根政明君） 17番、高根です。どがんなつと、再設定でよかと。

○参事（西山美和君） 再度面積要件が見たさないということで審議をお願いします。

○17番（高根政明君） 審議、そらされんどたい審議は、面積要件ば。

○参事（西山美和君） 満たされてないので、だから可決・否決をどちらかしてください。

○議長（永田知博君） よろしいですか、この下限面積を満たしていないということで、これは一応否決という形をお願いします。（「ちょっと会長」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○17番（高根政明君） 17番、高根ですが、そのへんは事務局はタッチしないで委員会に投げやるわけ。（「いえいえ」と呼ぶ者あり）そがんだらう。（「そぎゃんたい」と呼ぶ者あり）

○事務局長（福田高広君） お詫び申し上げます。

5反要件を満たしてないのに議案をあげたこと自体が間違いでございました。

（「そうだな、そうだそうたいそうたい」と呼ぶ者あり）（「そがん言うとうわったい」と呼ぶ者あり）一応議案にあげておりますので、否決なり可決なりどちらか

を決めていただきたい。可決ということはないと。会長が今おっしゃられた。

○議長（永田知博君） それでは、今、否決ということで皆さんにお諮りしましたが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、どうもありがとうございました。

それでは、次に進みます。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第7、8、9号について、事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 30ページをお願いします。

報告第7号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告します。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回30ページから42ページまでの47件、計127,026㎡の解約の通知を受理しております。

43ページをお願いします。

報告第8号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回7件の届出を受理しております。

45ページをお願いします。

報告第9号、許可書返納届について。下記農地は、農業委員会許可後に許可書返納届出があったので報告します。平成29年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1件の受理をしております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、7、8、9号について事務局の報告がありました。何か御質問などはありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他何かありませんでしょうか。

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議まことにありがとうございました。  
本日はいろいろと御指摘をいただきまして、更に勉強してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時30分



以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年3月6日

玉名市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員